

(別紙 1)

申請者の応募資格

1 法人その他の団体及びその構成員に関すること

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること
- (2) 個人、法人その他の団体での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる個人、法人その他の団体を選定すること。
なお、コンソーシアムとして申請する場合、①指定申請の受付期間終了後に構成員を変更すること、②構成員が他のコンソーシアムの構成員となること、③構成員が単独で申請を行うことは認めない。
- (3) 栃木県内に主たる事務所（会社の場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 4 条に規定する本店。以下同じ。）を有している又は設置する予定があること（コンソーシアムの場合は、主たる構成員が栃木県内に主たる事務所を有している又は設置する予定があること）
- (4) 次のいずれにも該当しないもの
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
 - ② 栃木県から指名停止措置を受けているもの
 - ③ 県税（地方消費税を含む。）を滞納しているもの
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続きを開始している法人等
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - ⑦ 県議会議員、知事、副知事、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員又は委員

2 法人その他の団体の役員又は使用人に関すること

- (1) 法人その他の団体の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）又は使用人（支配人及び支店又は営業所等の代表者である者をいう。）のうち次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の 3 第 7 項（都道府県暴力追放運動推進センター役職員の守秘義務）を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
 - ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人その他の団体及びその構成員の役員又は使用人であった者
 - ⑥ 県議会議員、知事、副知事、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員又は委員であって、法人その他の団体において、会長、理事長、常務理事等の経営権を有する役職（ただし、名称にかかわらず、経営権のない名誉職的な役職である場合を除く。）又は監事若しくは監査役に就任している者
 - ⑦ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 5 年を経過しない者

3 その他

- (1) 施設の管理に必要な免許を有すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許を有していること。
- (2) 栃木県県民の森の現地説明会に出席した者であること。